

**現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の積み上げ計上に関する特記仕様書
【漁港漁場関係工事（海岸工事を含む）】**

本工事は、愛媛県工事請負契約書及び愛媛県土木工事共通仕様書、漁港漁場関係工事共通仕様書及び港湾工事共通仕様書によるほか、この特記仕様書によらなければならない。

（対象工事）

本工事は、現場環境改善費に熱中症対策・防寒対策に関する費用を積み上げ計上できる工事である。

（実施方法等）

実施方法等は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の積み上げ計上に関する実施要領」によるものとする。

（現場環境改善費率及び現場管理費率に含まれるもの）

下記に示す内容は現場環境改善費率及び現場管理費率に含まれるものとし、積み上げ計上の対象としない。

1. 現場環境改善費率および現場管理費率にて計上される費用（熱中症予防）

（１）現場環境改善費率計上費用

- ・ 暑さ測定器具
- ・ 遮光ネット
- ・ ドライミスト発生器具
- ・ ミスト扇風機
- ・ 作業場用大型扇風機
- ・ 送風機
- ・ エアコン
- ・ 給水器
- ・ シャワー室
- ・ 冷蔵庫
- ・ 製氷機
- ・ 自動販売機
- ・ 日除けテント
- ・ 簡易休憩所
- ・ 休息車
- ・ クーラーボックス
- ・ 熱中症対策バンド

（２）現場管理費率計上費用（熱中症予防）

- ・ 熱中症飴、タブレット
- ・ 経口補水液
- ・ 熱中症対策キット
- ・ ヘルメット取付ソーラー充電式ファン
- ・ クーリングベルト

- ・遮光チョッキ
- ・速乾性および通気性の良い安全チョッキ
- ・空調服

2. 現場環境改善費率にて計上される費用（防寒対策）

- ・暖房設備
- ・防寒服
- ・防寒具